

(厚生労働委員会)

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第七号）（衆議院送

付）要旨

本法律案は、医療及び産業の分野における大麻の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするとともに、有害な大麻草由来成分の規制、大麻の施用等の禁止、大麻草の栽培に関する規制に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、大麻取締法における大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除する。

二、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）における麻薬の定義に大麻を追加する。

三、「六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六 H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—一—オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類」等を麻向法における麻薬に追加する。

四、その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のデルタ九テトラヒドロカ
ンナビノール及びその塩類を含有する物であつて、それ以外の麻薬を含有しないものを、麻向法における
麻薬から除外する。

五、大麻取締法の題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。同法は、大麻草の栽培の適正を
図るために必要な規制を行うことにより、麻向法と相まつて、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止
し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

六、大麻草の栽培に関する免許について、都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品（大麻
草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに
限る。）の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する「第一種大麻草採取栽培者」、厚生労働大臣の免許
を受けて、医薬品の原料を採取する目的で大麻草を栽培する「第二種大麻草採取栽培者」及び大麻草を研
究する目的で大麻草を栽培する「大麻草研究栽培者」に区分する。

七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。